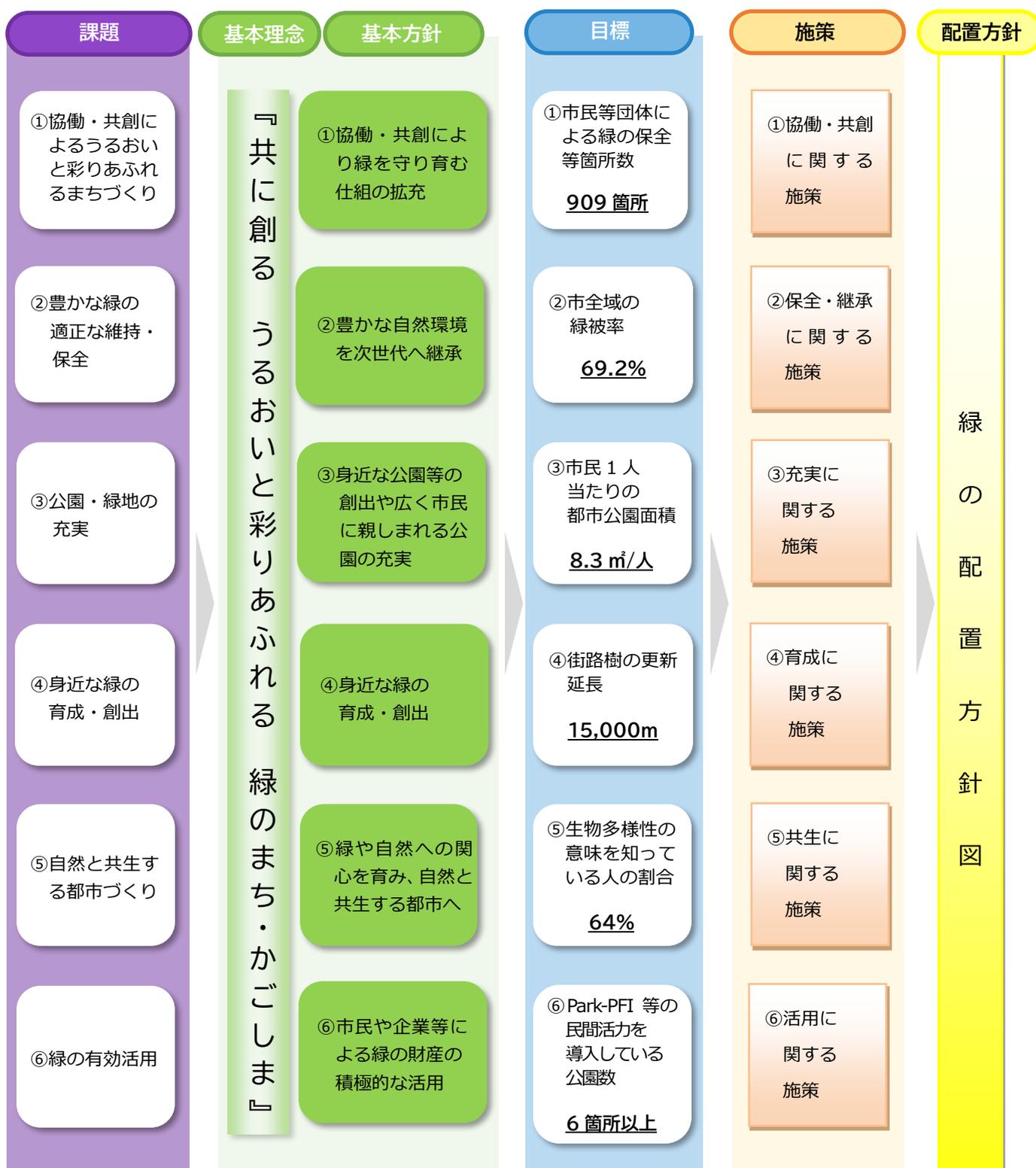




## 第3章 緑の将来像

緑の将来像は、緑の現況と課題を踏まえ、本市の今後取り組むべき緑のまちづくりの基本理念・基本方針を定め、基本方針の実現に向けた緑の目標を設定することによって、本プランに定めた施策や緑の配置方針の計画的な実現を目指すものです。

【プランの全体像】



## 3-1.基本理念

基本理念は、緑の役割をはじめ、本市の緑を取り巻く状況や社会動向、上位・関連計画の緑の方向性などを踏まえ、今後、本市が目指すべき緑の都市像として定めます。

### 「第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」の基本理念

都市における緑は、人と自然が共生する都市環境や四季の変化が織りなす美しくうらおいのある景観の形成、市民の余暇活動や健康増進活動を支える場の提供、災害時の避難地としての機能など、重要な役割を担っています。

本市は、市街地の眼前に広がる雄大な桜島と波静かな錦江湾という世界的にも稀有な自然景観をはじめ、多様な生きものが棲む自然環境など、多彩な自然資源に恵まれており、これらの美しい自然を保全する中で、まちと自然が調和する空間の創出に努めてまいりました。

一方、感染症拡大等による価値観の変化や多様化に対応した様々な緑やオープンスペースの柔軟な活用、人口減少・少子高齢化の進行に対応した公園施設等の効率的な維持管理や多様な主体との連携など、本市の緑を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした情勢の変化に的確に対応しながら、本市の多彩な緑を次世代に望ましい姿で継承する必要があります。

このような緑が有する役割や本市の緑を取り巻く状況などに加え、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標のひとつである"自然と都市が調和した うらおいのあるまち"や、「第二次かごしま都市マスタープラン」の都市づくりの基本理念に取り入れられた"都市経営"や"地域共創"という視点などを踏まえ、本プランの基本理念を以下のとおり定めます。

### 「共に創る うらおいと彩りあふれる 緑のまち・かごしま」

基本理念の実現に向けては、市民、事業者、NPO、行政など、あらゆる主体が課題を共有し、これまで以上に緑のまちづくりに関わっていただきながら、緑地の保全と緑化の推進に取り組む必要があることから、その基本的な方向を以下のとおり定め、本プランの推進を図ります。

#### 【基本的な方向】

- ・みんなでうらおいと彩りあふれるまちづくりのさらなる展開を図ります。
- ・緑の適正な維持・保全を図ります。
- ・公園等の適正な配置とニーズを捉えた充実等を図ります。
- ・身近な緑の育成やさらなるうらおいと彩りの創出を図ります。
- ・みんなで自然と共生する持続可能な都市を築きます。
- ・みんなで緑を有効に活用します。

## 3-2.基本方針

基本理念の実現に向けた基本的な方向を踏まえ、緑の課題に対応する6つの基本方針を定め、緑の保全と緑化の推進に取り組みます。

### ■ 基本理念

『共に創るうるおいと彩りあふれる緑のまち・かごしま』

### ■ 基本方針

#### 基本方針1 協働・共創

##### 協働・共創により緑を守り育む仕組の拡充

市民、事業者、NPO、行政などのあらゆる主体が課題を共有し、協働・共創しながらうるおいと彩りあふれるまちづくりを進めていくことを目指して、市民や事業者等が自主的に緑化に取り組めるような仕組を拡充します。

#### 基本方針2 保全・継承

##### 豊かな自然環境を次世代へ継承

桜島、城山、慈眼寺などの豊かな自然環境の適正な維持・保全を図り、自然が有する機能を活用するとともに、次世代へ継承します。

#### 基本方針3 充実

##### 身近な公園等の創出や広く市民に親しまれる公園の充実

公園・緑地の調和のとれた配置・拡充やすべての人にとって利用しやすい公園づくりを進めます。

#### 基本方針4 育成

##### 身近な緑の育成・創出

街路樹や公園樹、花壇などの身近な緑を育成・創出し、うるおいと彩りを与える花と緑の機能を拡充するとともに、南国・鹿児島らしいうるおい空間の創出を図ります。

#### 基本方針5 共生

##### 緑や自然への関心を育み、自然と共生する都市へ

地球温暖化対策や生物多様性の保全などの重要性に対する市民や事業者の意識の高揚を図り、自然と共生する持続可能な都市づくりを進めます。

#### 基本方針6 活用

##### 市民や企業等による緑の財産の積極的な活用

市民や企業による緑の財産の積極的な活用を促し、緑とまちの価値をさらに高めるための取組を進めます。

## (1)基本方針1:協働・共創

### ■ 協働・共創により緑を守り育む仕組の拡充



本市では、これまで、市民による緑化活動の促進や緑に関するイベントの充実など、協働による緑化活動の仕組づくりや緑化意識の普及啓発により、市民とともに、市街地内の緑を守り育ててきました。一方、市民をはじめ、あらゆる主体による「共創」のまちづくりへの期待が高まっていることから、市民、事業者、NPO、行政などのあらゆる主体が課題を共有し、協働・共創しながら緑のまちづくりを進めていくことを目指して、自主的に緑化活動に取り組めるような仕組を拡充します。

## (2)基本方針2:保全・継承

### ■ 豊かな自然環境を次世代へ継承



本市は、本市のシンボルであり、重要な自然景観を有している桜島をはじめ、錦江湾に面する連続した斜面緑地や国の天然記念物や史跡となっている城山の樹林地など、豊かな自然環境に恵まれおり、これらの自然環境を次世代に望ましい姿で継承する必要があります。また、激甚化、頻発化する自然災害へ対応するため、これらの自然が有する多様な機能を活用した防災・減災などの取組が求められていることから、桜島、城山、慈眼寺などの豊かな自然環境の適正な維持・保全を図り、自然が有する機能を活用するとともに、次世代へ継承します。

### (3)基本方針3:充実

#### ■ 身近な公園等の創出や広く市民に親しまれる公園の充実



本市では、これまで、積極的な公園等の整備を進めてきており、令和2（2020）年度末現在、680余りの都市公園等が開設するなど、施設緑地等の整備水準は一定水準まで向上しています。

一方、市民1人当たりの都市公園面積は、全国平均と比べ依然として低い水準にあり、緑に関する市民意識調査においても、公園や緑地の整備を望む割合は高くなっています。

また、感染症の拡大や防災等の観点から公園等のニーズはさらに多様化していることから、公園・緑地の調和のとれた配置・拡充に努めるとともに、高齢化社会等に対応したバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組むなど、様々な市民ニーズを捉えた、誰もが使いやすく、親しまれる公園等の充実を図ります。

### (4)基本方針4:育成

#### ■ 身近な緑の育成・創出



本市では、道路整備にあわせた街路樹の整備や屋上・壁面緑化の推進、本市の特徴的な都市景観を形成するとともに、ヒートアイランド現象の緩和等の効果が得られている市電軌道敷緑化などにより、身近な緑の充実が図られてきました。

一方、植栽後、年数が経過し大きくなった街路樹等は、日照問題や根による舗装の隆起などの問題が顕在化しており、引き続き、うるおいのある都市空間を創出するためには、街路樹等の再生（質の転換）を含めた適切な育成や花と緑で彩りあふれるまちづくりがもたれていることから、街路樹や公園樹、花壇などの身近な緑を育成・創出し、うるおいと彩りを与える花と緑の機能を拡充するとともに、南国・鹿児島らしいうるおい空間の創出を図ります。

(5)基本方針5:共生

■ 緑や自然への関心を育み、自然と共生する都市へ



本市の市街地を取り巻く山林や街路樹等の緑は、甲突川などの河川や錦江湾の水辺などとあわせて、うるおいのある豊かな都市景観を形成するとともに、CO<sub>2</sub>の吸収による地球温暖化の緩和や多様な生きものの棲みかとなるなど様々な機能を有しています。

一方、都市化に伴う団地造成や埋め立てなどにより、これらの緑の連続性が失われ、特に市街地においては、CO<sub>2</sub>の吸収源や多様な生きものの棲みかとなる緑が減少しています。

また、地球規模での環境問題が深刻化する中、地方自治体においても持続可能な社会への対応が求められていることから、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの重要性に対する市民や事業者の意識の高揚を図り、自然と共生する持続可能な都市づくりを進めます。

(6)基本方針6:活用

■ 市民や企業等による緑の財産の積極的な活用



本市では、本格的な人口減少・少子高齢化に対応するため、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の観点から、多様な主体と連携した公園施設等の効率的な維持管理などが求められています。

このような中、国においても、良好な景観や環境、にぎわいの創出、災害時の避難地などの役割を有する公園、緑地等の都市の緑空間を民間の知恵や活力をできる限り生かしながら保全・活用していくため、「Park-PFI制度」等を創設しており、また、ICTの飛躍的な発展などを背景に、新たな技術の幅広い分野での活用が求められていることから、更なる民間活力の導入や新たな技術の導入など、市民や企業等による緑の財産の積極的な活用を促し、緑とまちの価値をさらに高めるための取組を進めます。

### 3-3.緑の目標(緑地の保全及び緑化推進のための目標)

緑地の保全及び緑化推進のための目標は、「緑地の保全や緑化について、一定の目標を定めることにより、基本計画に定められた施策の計画的かつ効率的な実施を図るもの」とされています。

本市では、これまで「緑の保全」や「身近な緑の創出」などに係る5つの目標を定め、その達成に向けて、各種施策に取り組み、「市民満足度」を除く4つの目標について達成しました。

これらのことを踏まえ、本プランにおける緑の目標（緑地の保全及び緑化推進のための目標）を設定します。

#### (1)鹿児島市まちと緑のハーモニープラン(平成23年3月策定)における目標の達成状況

表 前プランにおける目標の達成状況

項 目	令和3年度		令和2年度			備考
	当初目標	※上方修正 (平成29年度) [A]	実績 [B]	達成率 [B / A]	結果	
目標1 身近な遊び場や散歩などの公園・広場の満足度の向上〔市民満足度〕	15.0%	20.0%	11%	55.0%	未達成	※平成28年度に実施したアンケート調査結果をもとに上方修正
目標2 全市における地域制緑地（風致地区や保安林など）の維持及び増加〔緑の保全〕	18,633+ Xha	18,654+ Xha (維持及び増加)	19,139ha	102.6%	達成	※平成28年度実績をもとに上方修正
目標3 市民一人当たりの施設緑地（都市公園やちびっこ広場など）面積〔公園の創出〕	10.5㎡/人	10.8㎡/人	10.8㎡/人	100.0%	達成	※「人口ビジョン」将来人口の減少及び施設緑地の増加による上方修正
目標4 市街化区域の緑地（都市公園や公共施設緑地、地域制緑地など）割合〔身近な緑の創出〕	7.7%	8.3%	8.7%	104.8%	達成	※市街化区域面積の減少及び地域制緑地の増加等による上方修正
目標5 屋上・壁面緑化整備〔都市の環境〕	13,000㎡	17,000㎡	17,350㎡	102.1%	達成	※過去3年間の実績をもとに上方修正

#### ① 目標の達成状況と主な要因

前プランにおける目標の達成状況とその要因を以下のとおり、整理します。

- ◆目標1：令和2（2020）年度に行った市民意識調査の結果、「身近な遊び場や散歩などの公園・広場の満足度」は、11%にとどまり、上方修正前の目標値（15.0%）にも達していません。前プラン策定時の平成20（2008）年度の調査以降、加治屋まちの杜公園などの都市の杜を整備したほか、近隣公園や街区公園を約100箇所整備するなど、「身近な遊び場や散歩などの公園・広場」の充実に努めてきており、引き続き、身近な公園等の創出や広く市民に親しまれる公園の充実に取り組む必要があると考えます。

なお、本プランの策定に際し開催した「鹿児島市まちと緑のハーモニープラン策定委員会」では、「アンケート調査は、目標として掲げるより、施策を検討する際のニーズを把握するために使用すべきではないか」などの意見が寄せられたことから、本プランでは、これらの意見を踏まえた目標を設定することとします。

- ◆目標2：地域制緑地（国立公園区域など）の増加により、目標値を達成しました。
- ◆目標3：都市公園や公共施設緑地の整備による施設緑地の増加等により、目標値を達成しました。
- ◆目標4：市街化区域内における都市公園や公共施設緑地の整備等による緑地の増加等により、目標値を達成しました。
- ◆目標5：公共・民間施設の屋上・壁面緑化整備面積の増加により、目標値を達成しました。

#### ② 目標の達成状況に関する総括

前プランにおいて定めた5つの目標のうち、市民満足度を除く4つの目標を達成し、同プランは概ね順調に進捗したものと考えます。

## (2)第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープランにおける緑の目標

今回、本プランにおける目標の設定にあたっては、最近の緑に関わる社会情勢の変化や上位・関連計画における緑に関わる新たな方向性等を踏まえるとともに、プランの方針と目標との関連がより明確となるように定めることとします。

### 目標1 市民等活動団体による緑の保全・緑化箇所数【協働・共創】

本市では、これまで、「協働」に係る目標として、「身近な公園や広場の満足度」を掲げておりましたが、目標値の達成に至りませんでした。

一方、本プランでは、前プランにおける「協働」による緑のまちづくりに、上位計画である第六次鹿児島市総合計画や第二次かごしま都市マスタープランにおける「共創」という概念を加え、「協働・共創」しながら、うるおいと彩りあふれるまちづくりを目指していることから、より分かりやすく基本方針に基づく取組の進捗を測る目標として「市民等活動団体による緑の保全・緑化箇所数」を新たに定めます。

市民等活動団体による緑の保全・緑化箇所数は、令和2（2020）年度末現在で759箇所となっており、制度のさらなる周知広報や対象区域等の拡大について検討を行い、令和13（2031）年度の緑の保全、緑化箇所数が909箇所となることを目指します。

なお、これまでの「満足度」については、今後も、公園に対するニーズを捉えるため、引き続き、把握していきます。

#### 〈市民等活動団体による緑の保全・緑化箇所数〉



#### 【市民等活動団体による緑の保全・緑化箇所数】

みどりに関わる協働・共創団体	令和2年度（実績）
公園愛護作業団体	299
地域コミュニティ公園管理	2
歩道緑地帯管理団体	233
花いっぱい運動	184
フラワー・パートナー	41
計	759箇所

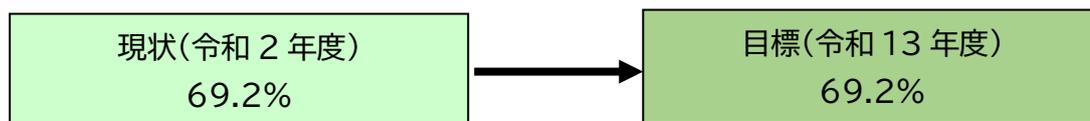
## 目標2 市全域の緑被率【保全・継承】

本市では、これまで、「保全」に係る目標として、「全市の地域制緑地」を掲げており、国立公園（地域制緑地）の区域拡大などにより、その目標を達成しました。

一方、法や条例等に基づき、持続性が担保される地域制緑地の新たな指定等については、宅地開発等の土地利用を制限することとなり、市民の合意形成の課題などもあること、また、より直接的でわかりやすい目標とするため、「市全域の緑被面積の割合（緑被率）」を新たな目標として定めます。

市全域の緑被面積は、令和2（2020）年度末現在で37,910haとなっており、直近3年間の開発行為の状況を踏まえると年間約11haの緑が失われると想定されますが、新たな都市計画手法の導入等による開発行為の抑制や民間施設等の屋上緑化の促進、民有地の借上げによる公園の整備等に取り組み、現状の緑被率を維持することを目指します。なお、市街化区域などの緑被率の向上に資する指標として、「屋上・壁面緑化整備面積」を追加の補足目標として設定します。

### <市全域における緑被率>



### 【市全域の緑被面積】 ※GISによる計測値

項目	現状
	令和2年度
緑被地	37,910.3 ha
行政区域面積	54,760.0 ha
区域に占める割合	69.2 %

### 補足目標 屋上・壁面緑化整備面積

### <屋上・壁面緑化整備面積>



## 目標3 市民1人当たりの都市公園面積【充実】

本市では、これまで、「充実」に係る目標として、「市民1人当たりの施設緑地面積」を掲げており、都市公園や公共施設緑地の整備による施設緑地の増加等により、その目標を達成しました。

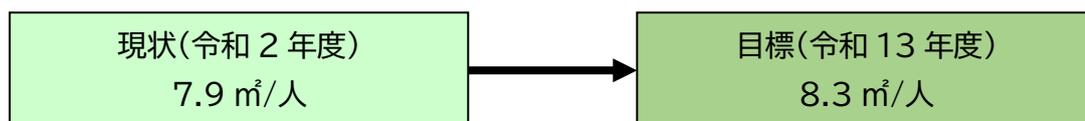
### 第3章 緑の将来像

一方、市民1人当たりの都市公園面積(7.9㎡/人:令和2年度末)は、全国平均(10.7㎡/人:令和元年度末)と比べ依然として低い水準にあるとともに、市民意識調査においても、引き続き、公園等の整備が望まれていることから、「市民1人当たりの都市公園面積」を新たな目標として定めます。

市内の都市公園は、令和2(2020)年度末現在、685箇所、約470haが開設しており、引き続き、武岡公園の整備や土地区画整理事業、民有地の借上げ等による公園整備に取り組み、令和13(2031)年度の市民1人当たりの都市公園面積が8.3㎡/人となることを目指します。

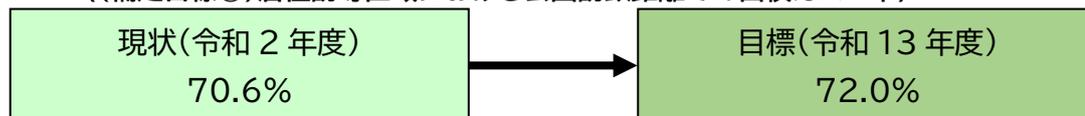
なお、市民1人当たりの都市公園面積は、人口の減少に伴う数値の上昇が見込まれることから、公園・緑地の調和のとれた配置・拡充を測る指標として、「立地適正化計画の居住誘導区域内における公園誘致距離での面積カバー率」と「市全域の都市公園の整備箇所数及び面積」を追加の補足目標として設定します。

#### 〈市民1人当たりの都市公園面積〉



#### 補足目標 居住誘導区域における公園誘致距離での面積カバー率及び整備箇所等

##### 〈(補足目標①)居住誘導区域における公園誘致距離での面積カバー率〉

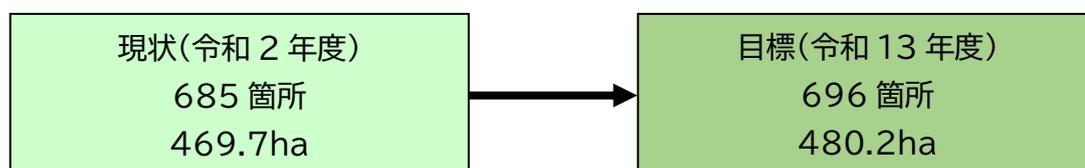


##### 【公園誘致圏でのカバー率】

居住誘導区域面積 (ha)	居住誘導区域内の公園の 誘致圏面積 (ha)	公園誘致圏のカバー率 (%)
7,640.0	5,391.7	70.6

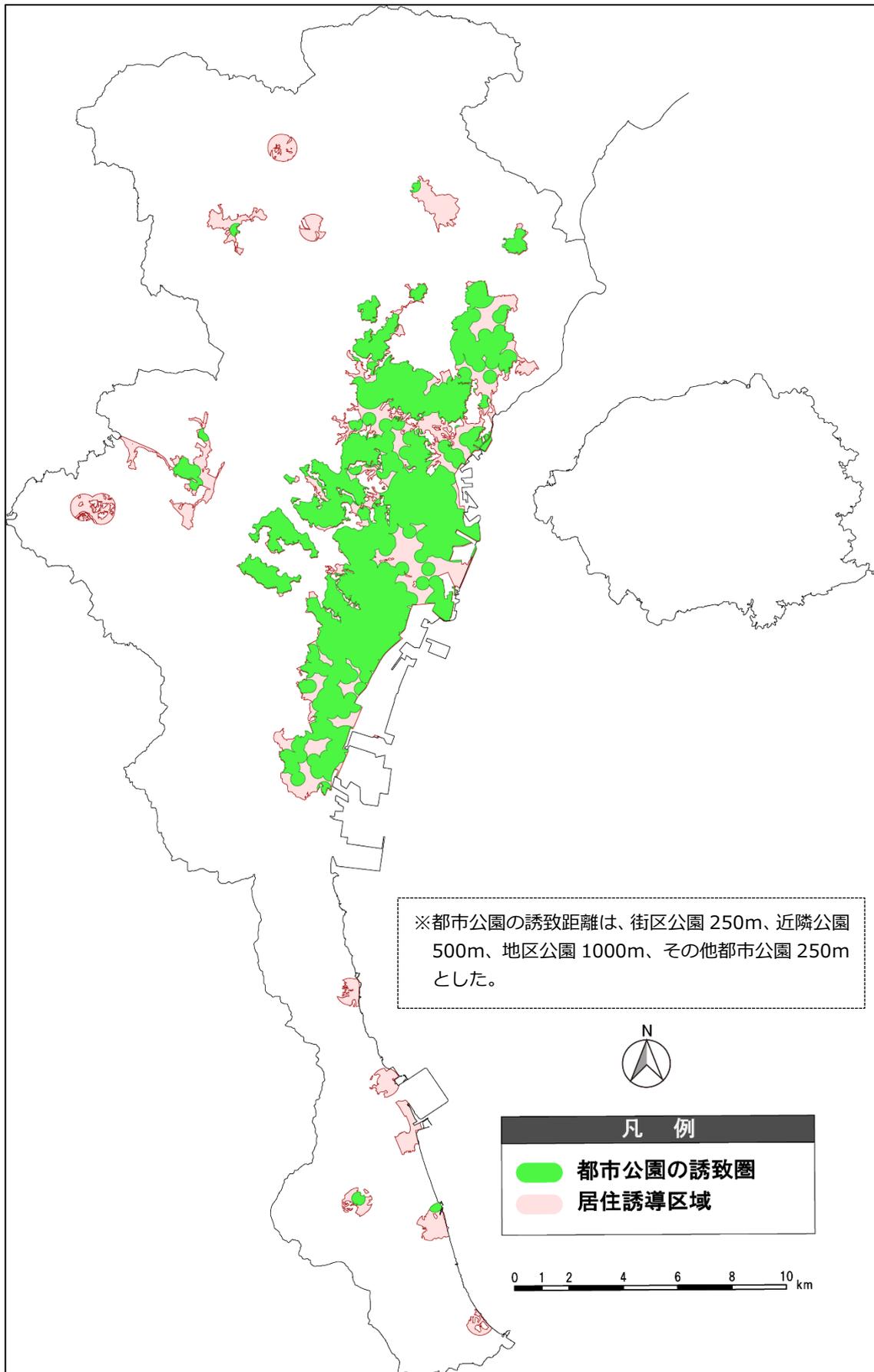
※公園誘致距離での面積カバー率は居住誘導区域をベースにGISで計測

##### 〈(補足目標②)都市公園の整備箇所数及び面積〉



### 第3章 緑の将来像

【公園誘致距離のカバー状況】



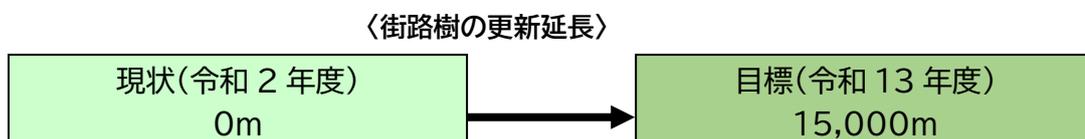
#### 目標4 街路樹の更新延長 【育成】

本市では、これまで、「育成」に係る目標として、「市街化区域の緑地割合」を掲げており、市街化区域内における都市公園の整備による緑地の増加等により、その目標を達成しました。

一方、身近な緑である街路樹については、植栽後年数が経過し、日照問題、根による舗装の隆起や污水管への侵入など、様々な問題を引き起こしていることから、適切な維持管理や更新が必要となっています。

このことを踏まえ、計画的な街路樹の更新等を図るため、「街路樹の更新延長」を新たな目標として定めます。

周辺の状況や歩道空間に適した樹種への変更、樹形の育成や緑陰等を考慮した適正な配置など、街路樹の計画的な更新を行い、街路樹の再生（質の転換）を目指します。

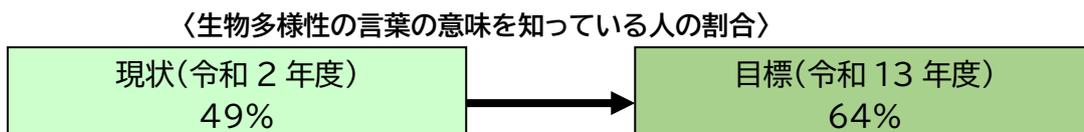


#### 目標5 生物多様性の言葉の意味を知っている人の割合 【共生】

本市では、これまで、前プランにおける「緑や自然への関心を育み、成熟した都市へ（成熟）」に係る目標として、「屋上・壁面緑化整備面積」を掲げており、公共施設の屋上・壁面緑化整備や民間施設の屋上・壁面緑化への助成を行うことにより、その目標を達成しました。

一方、本プランでは、前プランにおける「成熟」という考えに「地球温暖化」や「生物多様性」という観点を加え、「自然と共生する持続可能な都市づくりを進める」としていることから、「生物多様性の言葉の意味を知っている人の割合」を新たな目標として定めます。

「生物多様性」に関する情報の発信や学べる機会の創出などにより、「生物多様性の言葉の意味を知っている人の割合」の向上を目指します。



### 目標6 Park-PFI等民間活力を導入している公園数

本プランでは、前プランにおける5つの基本方針に、「活用」という方針を加え、都市公園をはじめとした緑の財産を積極的に活用することを掲げていることから、「活用」に係る目標として「Park-PFI等の民間活力を導入している公園数」を定めます。

今後、整備が予定されている武岡公園などでのPark-PFI等の導入検討や県による指定管理者の自主事業による利益の一部を公園の管理運営に充てる取組等の導入促進により、令和13（2031）年度におけるPark-PFI等の民間活力を導入した公園数が6箇所以上となることを目標とします。

#### 〈Park-PFI等の民間活力を導入している公園数の目標〉



【本市で初めて「Park-PFI制度」による民間活力を導入した「加治屋まちの杜公園」】